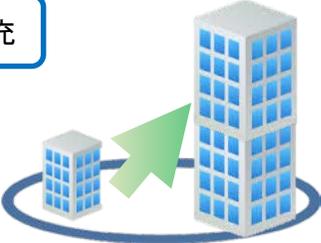


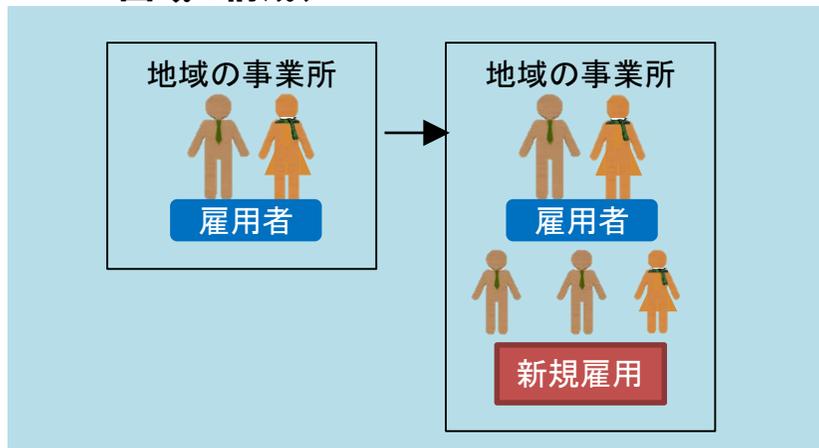
企業の地方拠点強化税制の創設

地方における企業の拠点強化を促進する特例措置の創設

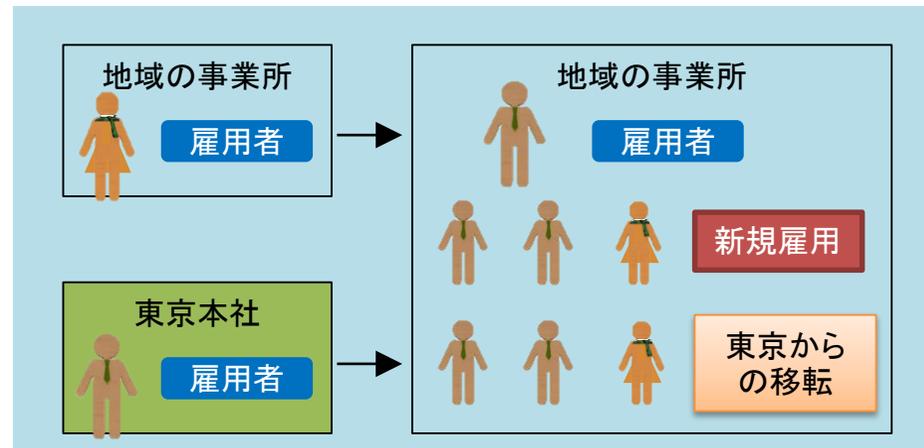
- 地方創生のためには地方で生まれ育ち、そこで働きたい若者のための「しごと」の創出が不可欠。
- このため、自治体が教育、医療環境の整備等を含めた地方版総合戦略を策定し、当該戦略と連動する形で企業の地方拠点強化を進めるための計画を策定。
- 当該計画に沿って地方拠点の強化・拡充を行う企業に対する税制等の支援措置を創設。

	拡充型	移転型
	<p>地方の企業の拠点拡充</p> <p>地方にある企業の本社機能等の強化を支援</p> 	<p>東京一極集中の是正 地方移転の促進</p> <p>東京23区からの移転の場合、拡充型よりも 支援措置を深掘り</p> 
支援対象地域	東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く地域	
雇用促進税制	<p>①増加雇用者1人当たり50万円を税額控除 《従来の40万円に、地方拠点分は10万円上乗せ》</p> <p>②法人全体の雇用増加率10%未満の場合でも、1人当たり20万円を税額控除</p>	<p>①増加雇用者1人当たり最大80万円を税額控除 《拡充型50万円に、地方拠点分は更に30万円上乗せ》</p> <p>②①のうち30万円分は、雇用を維持していれば、最大3年間継続</p> <p>③②は法人全体の雇用増がなくても、東京から地方への移転者にも適用</p>
オフィス取得減税	特別償却15%又は税額控除4%(2年間)	特別償却25%又は税額控除7%(2年間)
地方税の減収補填	自治体が固定資産税、不動産取得税の減免を行った場合、交付税で減収額を補填	固定資産税、不動産取得税に加え、事業税についても交付税で減収額を補填

拡充型（自治体連携により概ね10万人以上の圏域を構成）



移転型



地方拠点の当期増加雇用者数一人当たり

（法人全体の雇用者増加率が10%以上）

50万円

（法人全体の雇用者増加率が10%未満）

20万円

を税額控除

（ただし、法人全体の雇用者の純増数を上限）

① 地方拠点の当期増加雇用者数一人当たり

50万円／20万円 を税額控除

（ただし、法人全体の雇用者数の純増数を上限）

② ①に加え、当該地方拠点における当期増加雇用者数一人当たり

30万円 の税額控除を追加

（②は最大3年間継続（計90万円）。ただし、当該地方拠点の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した後は不適用）

	1年目	2年目	3年目
税額控除のイメージ	30万	30万	30万
	50万	初年度 1人最大80万円 3年間 1人最大140万円	

事例①(本社機能の一部移転)

○東京に本社を置く企業が、創業の地である地方都市に新社屋を建設し、本社機能の一部を移転。



事例②(研究所)

○効率的に研究開発成果を量産に結びつけるため、東京本社から研究開発機能を地方の主力生産工場がある地域に集約化し、研究所を工場敷地内に新たに建設。



事例③(研修所)

○本社等の複数事業所に分散されていた教育機能を一元化するために、地方に総合研修施設を建設。



【税負担軽減の例】

東京に本社機能を有する企業が、拠点強化のために10億円を投資して地方にオフィスを建設し、当該オフィスで100人の雇用増が生じた場合

- ・オフィスに係る投資減税分は、税額控除(7%)を選べば、法人税額負担は7000万円減。
- ・雇用促進税制の特例として、最大8000万円(最大80万円×100人)減。
- ・合計で最大1億5000万円の法人税額の控除が受けられる。

さらに2～3年目も雇用を維持した場合、各年3000万円(30万円×100人)の控除が受けられる。